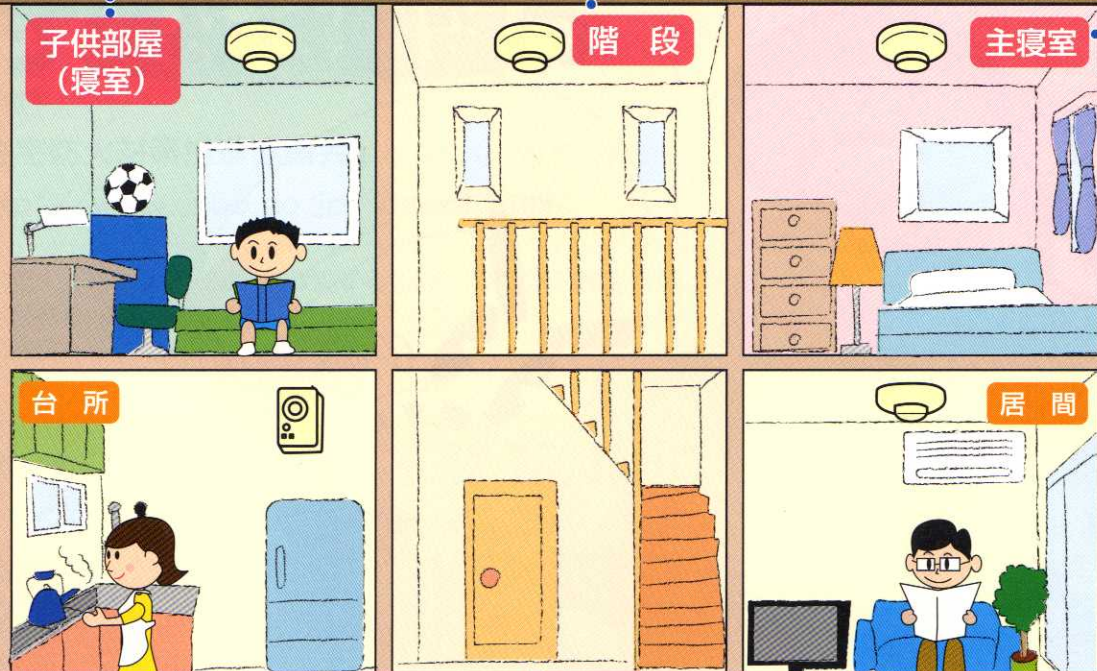


住宅用火災警報器はどこに設置するの？

設置場所を
チェック!

1 寝室 就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

2 階段 就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)の階段は除く)



3 3階建て以上では

住宅用火災警報器を設置しない階で、就寝に使用しない居室が2階以上連続する場合、住宅用火災警報器を取り付けた階から2階離れた居室のある階の階段に設置します。

4 7㎡(4畳半)以上の居室が5以上ある階には

1~3までの基準で、住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階で、7㎡(4畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下等に、住宅用火災警報器の設置が必要です。

※上記1~4までは、消防法及びさいたま市火災予防条例で取り付けが義務付けられている場所です。

台所・居間

台所その他の火災の発生のおそれのある部屋等の天井又は壁に設置します。(居間なども喫煙、暖房器具等、火気の使用がある場合、高齢者が居る部屋などは設置に努めてください。)

※原則として煙式の住宅用火災警報器を設置してください。ただし、日常的に煙や蒸気の多い台所については、熱式の住宅用火災警報器とすることができます。

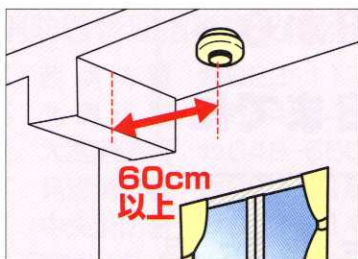
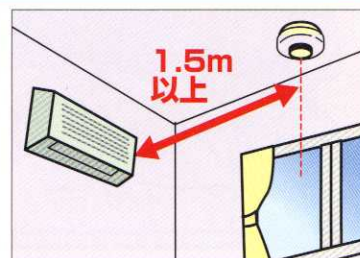
設置上の注意点 (天井・壁面の取付位置)

〈天井の場合〉

壁面からの取付位置
住宅用火災警報器の中心を壁・梁から60cm以上離します。



エアコン等の吹出し口付近の取付位置
エアコンなどの吹出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

住宅用火災警報器の中心が天井から15~50cm以内にくるように取付けます。

